

WDS(廃棄物データシート)の 重要性と活用方法

平成31年 2月 7日

講師 株式会社 青森クリーン

代表取締役 加藤 秀人

目次

1. WDSの経緯

- 1-1 WDSの生い立ち 4
- 1-2 事故事例① 化学反応 5
- 1-3 事故事例② 爆発 6
- 1-4 WDSの目的 7
- 1-5 WDSの変化 8

2. WDS利用について

- 2-1 WDS利用タイミング 10
- 2-2 WDSを効率的に利用する例 11
- 2-3 青森クリーンでの導入補助事例 12

3. 罰則と法的根拠

- 3-1 委託基準について 14
- 3-2 罰則 15
- 3-3 法的根拠 16

4. WDS利用に伴う考察

- 4-1 考察その1(基本契約書) 18
- 4-2 考察その1(建設廃棄物処理委託契約書) 19
- 4-3 考察その2(WDSフォーマットは何を使えば . . .) . 20
- 4-4 考察その3(現行フォーマットの不足点) 21

5. WDS内容詳細及び記載例

- 5-1 (管理番号 ~ 2 廃棄物名称) . . . 23 ~ 24
- 5-2 (3 廃棄物の組成 ~ 分析表添付) . 25 ~ 26
- 5-3 (4 廃棄物の種類) 27 ~ 28
- 5-4 (5 特定有害廃棄物) 29 ~ 30
- 5-5 (6 PRTR対象物質) 31 ~ 33
- 5-6 (7 水道水源における . . .) . . . 34 ~ 35
- 5-7 (8 その他含有物質) 36 ~ 37
- 5-8 (9 有害特性) 38 ~ 39
- 5-9 (10 廃棄物の ~ 11 品質安定性) . 40 ~ 41
- 5-10 (12 関連法規) 42 ~ 43
- 5-11 (13 荷姿 ~ 14 排出頻度 数量) . . 44 ~ 45
- 5-12 (15 特別注意事項) 46 ~ 47
- 5-13 (【参考】その他の情報) 48 ~ 49
- 5-14 (排出業者及び処理業者確認欄) . . 50 ~ 51

6. まとめ

1. WDSの経緯

1 - 1 WDSの生い立ち

廃棄物処理法の委託基準には

『産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供しなければならない』とあるが・・・

有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に伝えられないことに起因する**自然発火・化学反応等による事故・有害物質の混入等**が後を絶たない！

WDSにいたる経緯

平成18年3月 環境省より、廃棄物情報の伝達に関するガイドライン第1版を発刊

平成25年3月 チェック項目の強化に加え、より**記入しやすく改良した**廃棄物情報の提供に関するガイドライン第2版を発刊

1－2 事故事例① 化学反応

《利根川水系ホルムアルデヒド水質事故》

平成24年5月埼玉県の化学メーカーが群馬県の産廃処理業者にヘキサンメチレンテトラミン（以下HMTと記載）廃液の処理を委託した際、処理が不十分であったため多量のHMTを含んだ処理排水が河川へ流出し、浄水場へ到達した結果、HMTが消毒用の塩素と反応し、毒性のあるホルムアルデヒドを生成した。

これにより利根川水系のいくつかの浄水場において取水・給水停止の措置がとられ、千葉県

内

では5市(36万戸)での断減水が生じ、約87万人の生活に影響が生じた。



1－3 事故事例② 爆発

《福岡ガスボンベ爆発事故》

平成29年5月12日福岡県福岡市の産業廃棄物中間処理業者の敷地内でガスボンベが爆発した事で、金属片が飛び散り、敷地外にいた一般の男性脇腹に軽い怪我をした。警察の調べでは少なくとも150mは金属片が飛んでいたとの事で、人的被害の他にも、近隣の商業施設や住宅に被害が出た。

事故当時処理場では従業員2名が重機による金属系廃棄物の粉碎作業を行っており、その際混ざっていた長さ約50～60cmのガスボンベ1本が爆発した。作業員に怪我はなかった。



1 - 4 WDSの目的

◆目的

- ・ 排出事業者から処理業者※1への明確な情報提供及び情報の共有
- ・ 安全で且つ法令を遵守した形での処理業務遂行の実現

※1 廃棄物処理という言葉が、処分と運搬を合わせた意味合いである事から、ここでのいう処理業者とは、処分業者（中間処分・最終処分）と収集運搬業者を指す。

◆意味

WDSの正式名称=Waste Data Sheet

※Waste（廃棄物の） DataSheet（説明書）

1 - 5 WDSの変化

初期のチェックシート（平成18年～25年）

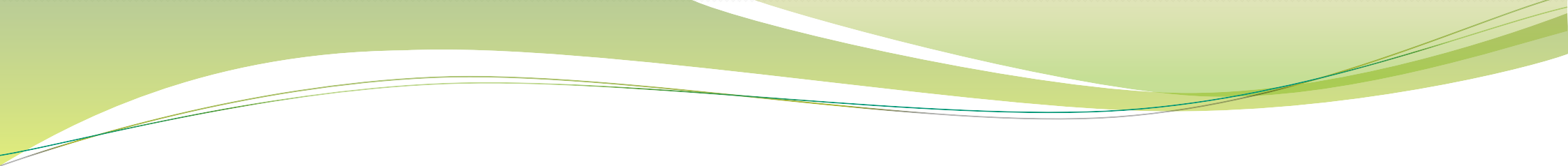
[illegible]

特徴：法的に必要な部分のみに特化したひな形。
文章で打ち込む形式とチェックシート形式。

現行のチェックシート（平成25年6月～）

表 面 >		管理番号	
廃棄物データシート(WDS) ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照して下さい。 作成日 平成 年 月 日 記入者			
1 排出事業者	名称 所在地 〒	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称	MSDSがある場合、CAS No.		
3 廃棄物の組成・成分情報 (比重が真つと 思われる欄に 記載)	主成分 組成		
4 分析表添付	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・容器に付いた物質名を書いて下さい。異名と別々の廃棄物も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 □産業廃棄物	□汚泥 □灰渣 □塵埃 □炭アクリル □その他 ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 □石綿含有産業廃棄物 □水銀使用製品 産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等 □引火性廃棄物 □引火性液体(有害) □指定下水汚泥 □腐蝕性(有害) □引火性廃棄物(有害) □腐蝕性(有害) □低粘性(有害) □炭アクリル(有害) □強酸 □PCB等 □燃えがら(有害) □ばいじん(有害) □強酸(有害) □炭水銀等 □炭油(有害) □13号廃棄物(有害) □炭アクリル □炭石綿等 □12号(有害)		
5 特定有害産業廃棄物 ()には、 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	水銀又はその化合物 () 1) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100) 101) 102) 103) 104) 105) 106) 107) 108) 109) 110) 111) 112) 113) 114) 115) 116) 117) 118) 119) 120) 121) 122) 123) 124) 125) 126) 127) 128) 129) 130) 131) 132) 133) 134) 135) 136) 137) 138) 139) 140) 141) 142) 143) 144) 145) 146) 147) 148) 149) 150) 151) 152) 153) 154) 155) 156) 157) 158) 159) 160) 161) 162) 163) 164) 165) 166) 167) 168) 169) 170) 171) 172) 173) 174) 175) 176) 177) 178) 179) 180) 181) 182) 183) 184) 185) 186) 187) 188) 189) 190) 191) 192) 193) 194) 195) 196) 197) 198) 199) 200) 201) 202) 203) 204) 205) 206) 207) 208) 209) 210) 211) 212) 213) 214) 215) 216) 217) 218) 219) 220) 221) 222) 223) 224) 225) 226) 227) 228) 229) 230) 231) 232) 233) 234) 235) 236) 237) 238) 239) 240) 241) 242) 243) 244) 245) 246) 247) 248) 249) 250) 251) 252) 253) 254) 255) 256) 257) 258) 259) 260) 261) 262) 263) 264) 265) 266) 267) 268) 269) 270) 271) 272) 273) 274) 275) 276) 277) 278) 279) 280) 281) 282) 283) 284) 285) 286) 287) 288) 289) 290) 291) 292) 293) 294) 295) 296) 297) 298) 299) 300) 301) 302) 303) 304) 305) 306) 307) 308) 309) 310) 311) 312) 313) 314) 315) 316) 317) 318) 319) 320) 321) 322) 323) 324) 325) 326) 327) 328) 329) 330) 331) 332) 333) 334) 335) 336) 337) 338) 339) 340) 341) 342) 343) 344) 345) 346) 347) 348) 349) 350) 351) 352) 353) 354) 355) 356) 357) 358) 359) 360) 361) 362) 363) 364) 365) 366) 367) 368) 369) 370) 371) 372) 373) 374) 375) 376) 377) 378) 379) 380) 381) 382) 383) 384) 385) 386) 387) 388) 389) 390) 391) 392) 393) 394) 395) 396) 397) 398) 399) 400) 401) 402) 403) 404) 405) 406) 407) 408) 409) 410) 411) 412) 413) 414) 415) 416) 417) 418) 419) 420) 421) 422) 423) 424) 425) 426) 427) 428) 429) 430) 431) 432) 433) 434) 435) 436) 437) 438) 439) 440) 441) 442) 443) 444) 445) 446) 447) 448) 449) 450) 451) 452) 453) 454) 455) 456) 457) 458) 459) 460) 461) 462) 463) 464) 465) 466) 467) 468) 469) 470) 471) 472) 473) 474) 475) 476) 477) 478) 479) 480) 481) 482) 483) 484) 485) 486) 487) 488) 489) 490) 491) 492) 493) 494) 495) 496) 497) 498) 499) 500) 501) 502) 503) 504) 505) 506) 507) 508) 509) 510) 511) 512) 513) 514) 515) 516) 517) 518) 519) 520) 521) 522) 523) 524) 525) 526) 527) 528) 529) 530) 531) 532) 533) 534) 535) 536) 537) 538) 539) 540) 541) 542) 543) 544) 545) 546) 547) 548) 549) 550) 551) 552) 553) 554) 555) 556) 557) 558) 559) 560) 561) 562) 563) 564) 565) 566) 567) 568) 569) 570) 571) 572) 573) 574) 575) 576) 577) 578) 579) 580) 581) 582) 583) 584) 585) 586) 587) 588) 589) 590) 591) 592) 593) 594) 595) 596) 597) 598) 599) 600) 601) 602) 603) 604) 605) 606) 607) 608) 609) 610) 611) 612) 613) 614) 615) 616) 617) 618) 619) 620) 621) 622) 623) 624) 625) 626) 627) 628) 629) 630) 631) 632) 633) 634) 635) 636) 637) 638) 639) 640) 641) 642) 643) 644) 645) 646) 647) 648) 649) 650) 651) 652) 653) 654) 655) 656) 657) 658) 659) 660) 661) 662) 663) 664) 665) 666) 667) 668) 669) 670) 671) 672) 673) 674) 675) 676) 677) 678) 679) 680) 681) 682) 683) 684) 685) 686) 687) 688) 689) 690) 691) 692) 693) 694) 695) 696) 697) 698) 699) 700) 701) 702) 703) 704)		

特徴：法的に必要な部分に加えて、特定有害物質やP R T R法の
チェック項目が増加して、2枚1組のひな形。

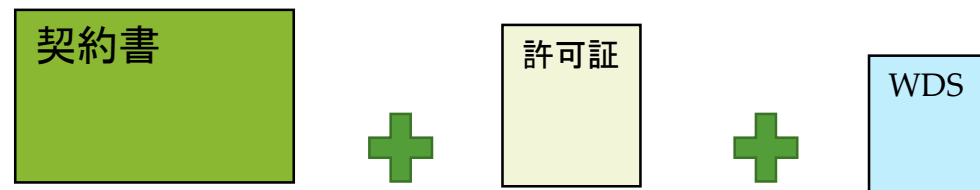


2. WDS利用について

2－1 WDS利用タイミング

1. 契約時

排出事業者が処理委託を検討している処理業者に対して予めWDSを提供し、処理業者が処理可能と判断した後、契約の際内容確認した証として双方署名し、許可証同様契約書に添付する。



2. 廃棄物性状変更時

廃棄物処理委託契約の有効期間中に、排出事業者における排出工程の変更や、契約外の廃棄物の混入等に伴い、廃棄物情報が契約締結時の内容から変わった時に、その変更内容に沿う形でWDSを再発行し、排出事業者と処理業者で確認する。

2－2 WDSを効率的に利用する例

1. 排出事業者は、委託しなければならない廃棄物の種類を把握する。



2. 1で把握した種類ごとにWDSのひな形(委託期間・予定数量・荷姿等が記載されていないもの)を作成。



3. 新たに委託契約を結ぼうと思っている相手先に、依頼(見積書含む)の段階で2で作成したWDSを提供する。



4. 処理業者と委託契約を行う際に、3で提供したWDSに詳細内容を入力して双方で確認後記名した上で契約書に添付する。

2-3 青森グリーンでの導入補助事例

青森グリーンでは、排出事業者によるWDS作成の負荷軽減を目的として、弊社に廃棄物処理を打診していただいた場合、弊社HPにてWDSの作成補助ツールと操作手順書を提供している。

排出事業者の契約担当者にツールをダウンロードしていただいた状態で、空欄になっている部分を埋めていただき（一部選択項目も有り）右下の作成ボタンを押せば、WDSが出来上がる仕組み。

使用者の要望を伺って、より使いやすくなるように、少しずつ内容を追加・変更しながら運用していく予定。

WDS簡単作成ツール Ver.9

WDS 簡単作成ツール

Ver.9

Step 1 基本情報入力

作成日	西暦	2019	年	1	月	17	日
作成担当者	会社名						
	氏名						
排出事業者情報	会社名						
	郵便番号		-				
	会社住所						
	案件担当者	所属					
		役職					
		氏名					
電話番号				FAX番号			

Step 2 廃棄物情報入力

廃棄物の名称							選択										
分析結果							選択										
比重																	
荷姿							選択										
排出予定期間	西暦		年		月		日	～	西暦		年		月		日		
排出予定数量																t	
発生工程																	選択
委託契約予定日	西暦		年		月		日										
施設までの運搬	☒ 自社運搬 ☐ 外部委託																
	収集運搬業者名1																
	収集運搬業者名2																

WDS作成

終了

Copyright (C) 2018 株式会社青森グリーン All rights reserved.

3. 罰則と法的根拠

3-1 委託基準について

- 排出事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の処理を処理業者に委託する場合には、法に定める委託基準に従って委託しなければならない。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律法第十二条第6項、第十二条の二第6項）
- 委託基準においては、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を委託契約の中で処理業者に提供すること。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条四の二第六号）

3-2 罰則

排出事業者が処理業者に対してWDS記載の情報を提供しない場合、以下の罰則に該当します。

罰則

処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反として刑事処分の対象になり得る。

→委託基準違反：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第二十六条第一項）

◎許可業者の場合

→収集運搬及び産業廃棄物処理の許可取り消し

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条の三の二）

◎これから新たに許可を申請・更新する業者の場合

→不許可

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条の5の一、二）

3－3 法的根拠

処理を行う上で明らかに必要な情報とは

《委託者の有する委託した産業廃棄物の処理のために必要な情報》

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条四の二）

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

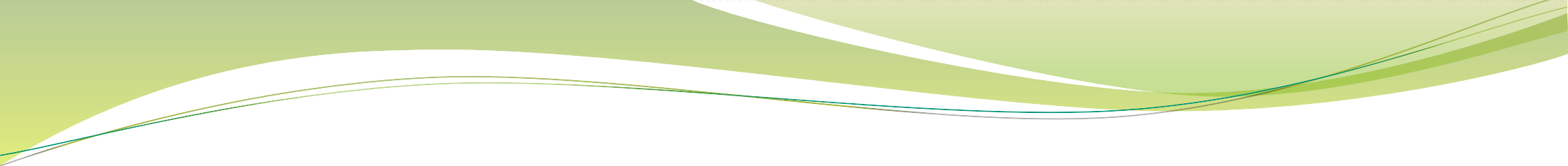
ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格Ｃ〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- （１） 廃パーソナルコンピュータ
- （２） 廃ユニット形エアコンディショナー
- （３） 廃テレビジョン受信機
- （４） 廃電子レンジ
- （５） 廃衣類乾燥機
- （６） 廃電気冷蔵庫
- （７） 廃電気洗濯機

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項



4. WDS利用に伴う考察

4-1 考察その1(基本契約書)

➤ WDSは全ての契約書に添付する必要があるのか？

全国産業資源循環連合会推奨の産業廃棄物処理委託基本契約書フォーマット

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

事前提示が条文中に記載されている。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

上記のように一般的に使われている全国産業資源循環連合会が推奨する基本契約のフォーマットでは、WDSの事前提供が条文中で明記されている。WDSの未作成は委託基準違反になるばかりか契約違反にもなる為、作成・添付は必須だと言える。

4-2 考察その1(建設廃棄物処理委託契約書)

建設廃棄物処理委託契約書フォーマット

第2条第5項

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社（四）の許可内容

廃棄物の種類	契約単価（税抜）		予定数量 (c)	処分会社の許可内容	
	収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	処理能力 施設の名称・所在地
コンクリートから アスファルト・ コンクリートから その他のがれき類	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
廃プラスチック類	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
金属くず	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
紙くず	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
木くず	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
繊維くず	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
廃石膏ボード	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
建設汚泥	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
資源物 安定型品目のみ	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
資源物 後部型品目を含む	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
資源物 がれき類	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
資源物 ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
資源物 廃プラスチック類	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
資源物 その他	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
その他 廃石膏ボード	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
その他 廃石膏ボード	円/ト、m ³	円/ト、m ³	t、m ³		
合計予定数量	0.0 (t、m ³)	必要な情報（性状及び荷姿等）※1			
合計予定金額	収集運搬 (a) × (c) 円	処分 (b) × (c) 円	0 円		
事前協議の要否	要	否			

必要な情報の記載欄が1品目分しかない。
また、第5項では不足している為WDSを追加する必要がある。

建設廃棄物処理委託契約書には、基本契約と違い条文中に**WDS作成が明記されていない**。
委託契約書第2条(委託業務の内容)第5項の一覧表の右下に必要な情報（性状及び荷姿等）という記載スペースが有るが、1種類分の記載欄しかなく、**2種類になった場合や途中で追加になった場合は対応できない**。
その為、産業廃棄物処理委託基本契約書と同じくこちら**作成・添付は必要である**と言える。

4－3 考察その2(WDSフォーマットはどれを使えばいいのか？)

青森県としては、法定記載事項が網羅されていれば、排出事業者と処理業者が協議した上でお互いが確認しやすいように中身を作り替えることについては介入しない。

しかし、特別管理産業廃棄物や燃え殻・ばいじん・汚泥・鉍さいのように成分分析を必須とするものや、石綿・水銀のような有害性の認められる廃棄物も有るので、私製のフォーマットではなく予め法定記載事項や取扱の注意事項も網羅されている**環境省のフォーマットを利用して欲しい**との事。

→したがって、本資料にて紹介した環境省のフォーマットを利用するのが望ましい。

4-4 考察その3(現行フォーマットの不足点)

環境省のWDSフォームでは、規則第八条の四の二（委託契約に含まれるべき事項）第六号の二にあたる部分が抜けている。

規則第八条の四の二（委託契約に含まれるべき事項）

六 ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- (1) 廃パーソナルコンピュータ
- (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
- (3) 廃テレビジョン受信機
- (4) 廃電子レンジ
- (5) 廃衣類乾燥機
- (6) 廃電気冷蔵庫
- (7) 廃電気洗濯機



◎青森県環境保全課に確認

第1版では日本工業規格C0950号含有マークに関する部分があったが、現行のWDSでは記載が無いため現行のWDSの『その他の情報』というフリースペースに書き足して欲しい。

◎環境省に確認

WDSは契約書で不足している適正処理に必要な情報を補足する書面なので、抜けているものが有れば、契約書に条項として追加するか、WDSのフリースペースに追記する事が望ましい。

5. WDS内容詳細及び記載例

5－1 詳細内容（管理番号 ～ 2 廃棄物名称）

< 表 面 >

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

② 作成日 平成 年 月 日		③ 記入者	
④ 1 排出事業者	名称	所属	
	所在地 〒	担当者	TEL
			FAX
⑤ 2 廃棄物の名称			

- ①管理番号：排出事業者内での廃棄物の管理番号（使用するか否かは任意）
- ②作成日：排出事業者が、処理業者と十分協議し、WDSを作成した年月日を記載。
- ③記入者：WDSを作成される方の氏名を記載。
- ④排出事業者
 - 名称：排出事業者となる会社名を記載。
 - 所属：排出事業者のご担当者が所属する部署を記載。
 - 所在地：排出事業者となる会社の郵便番号、住所を記載。
 - 担当者：緊急時連絡先として排出事業者側の担当者名と連絡先を記載
(上記③の作成者の名前と連絡先を記入してもよい)。
- ⑤廃棄物名称：排出する廃棄物の名称を記載。品目名ではなくより具体的な名称・呼び名を記載する。

5－1 記載例 （管理番号 ～ 2 廃棄物名称）

例）WDS 廃石膏ボードの場合

< 表 面 >

管理番号 建A-156

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成31年1月24日

記入者 (株)●▲建設 工藤 次郎

1	排出事業者	名称	(株)●▲建設	所属	総務部		
		所在地	〒030-0000 青森県●●市××町▲-▲	担当者	課長 工藤 次郎	TEL	●●●-●●●-●●●●
						FAX	●●●-●●●-▲▲▲▲
2	廃棄物の名称	石綿含有スレート板					

5－2 詳細内容 (3 廃棄物の組成 ～ 分析表添付)

①	3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	②	
③	☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			

① 廃棄物の組成・成分情報

化学物質名と混合比率を記載。混合廃棄物の場合は、混合されている廃材を割合の多い順から記載する等、任意で双方がわかりやすい表記を行うことが望ましい。

② MSDSがある場合、CASNo※1：化学薬品等の廃液の場合に記載

※1 MSDSとは、化学物質等安全データシートの事。労働安全衛生法及び化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度・SDS制度）で規制された化学物質を対象とし、事業者間で提供・譲渡する際に付与が義務づけられており、その化学物質ごとに特定する為のCASナンバーが採番されている（労働安全衛生法指定物質については別紙資料。化学物質排出把握管理促進法についてはP33で説明）。

③ 分析表添付：組成・成分情報について分析結果が有り、添付できる場合チェックする。

5－2 記載例 (3 廃棄物の組成 ～ 分析表添付)

例1) WDS 廃石膏ボードの場合

3 廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 石膏ボード 他 紙	MSDSがある場合、CAS No.
☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	

例3) WDS 管理型混合廃棄物の場合

3 廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 石膏ボード 他 モルタル 木くず 金属くず	MSDSがある場合、CAS No.
☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	

例2) WDS がれき類の場合

3 廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 コンクリート 他	MSDSがある場合、CAS No.
☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	

例4) WDS 強アルカリ

3 廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 苛性ソーダ(NaOH) 40～50% 他 水 40～55% グリセリン 5～10%	MSDSがある場合、CAS No. 1310-73-2(苛性ソーダ) 56-81-5(グリセリン)
☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	

5－3 詳細内容 (4 廃棄物の種類)

①

4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他()
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合	
	☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等	
	☐ 特別管理 産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 鉍さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)

① 廃棄物の種類

☐ 産業廃棄物

特別管理産業廃棄物に該当しない場合はこちらをチェックし、右側の品目についても、該当する品目にチェックを入れる。ガラス・陶磁器くずやがれき類等は☐その他にチェックしてカッコ内に品目を記載する。

☐ 特別管理産業廃棄物

委託する廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する場合はこちらをチェックし、特別管理産業廃棄物の中でどれになるのか右側の欄でチェックする。

5－3 記載例 (廃棄物の種類)

例1) WDS 廃石膏ボード

4 廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ 産業廃棄物 ☒ その他(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等
☐ 特別管理 産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 鉍さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)

例3) WDS 石綿含有スレート

4 廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ 産業廃棄物 ☒ その他(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☒ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等
☐ 特別管理 産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 鉍さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)

例2) WDS 廃蛍光灯類(水銀使用製品産業廃棄物)

4 廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ 産業廃棄物 ☒ その他(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類)
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☒ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等
☐ 特別管理 産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 鉍さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)

例4) WDS 廃石綿等

4 廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ 産業廃棄物 ☐ その他()
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等
☒ 特別管理 産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 鉍さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☒ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)

5－4 詳細内容 (5 特定有害廃棄物)

①

5	特定有害廃棄物	アルキル水銀	()	トリクロロエチレン	()	1,3-ジクロロプロペン	()
		水銀又はその化合物	()	テトラクロロエチレン	()	チウラム	()
	()には	カドミウム又はその化合物	()	ジクロロメタン	()	シマジン	()
	混入有りは○、	鉛又はその化合物	()	四塩化炭素	()	チオベンカルブ	()
	無しは×、混入の	有機燐化合物	()	1,2-ジクロロエタン	()	ベンゼン	()
	可能性があれば△	六価クロム化合物	()	1,1-ジクロロエチレン	()	セレン	()
	☐ 分析表添付	砒素又はその化合物	()	シス-1,2-ジクロロエチレン	()	ダイオキシン類	()
	(廃棄物処理法)	シアン化合物	()	1,1,1-トリクロロエタン	()	1,4-ジオキサン	()
	☐ 該当無し	PCB	()	1,1,2-トリクロロエタン	()		

① 特定有害廃棄物

☐ 重金属及びダイオキシンの分析結果を提出する必要がある廃棄物である場合、カッコ内に○×△を記載(分析が必要無い場合及び分析結果で溶出が無かった場合は×、分析して溶出している若しくは『水銀使用製品～』のように、分析しなくとも含まれている事が推定できるものは○)

☐ 分析表添付

記載内容の裏付けとして、分析表を添付する場合はこちらにチェックする。

5－4 記載例（廃棄物の種類）

例1) WDS 燃え殻の場合

5	特定有害廃棄物	アルキル水銀	(×)	トリクロロエチレン	(×)	1,3-ジクロロプロペン	(×)
		水銀又はその化合物	(×)	テトラクロロエチレン	(×)	チウラム	(×)
	()には	カドミウム又はその化合物	(○)	ジクロロメタン	(×)	シマジン	(×)
	混入有りは○、	鉛又はその化合物	(×)	四塩化炭素	(×)	チオベンカルブ	(×)
	無しは×、混入の	有機燐化合物	(×)	1,2-ジクロロエタン	(×)	ベンゼン	(×)
	可能性があれば△	六価クロム化合物	(×)	1,1-ジクロロエチレン	(×)	セレン	(×)
	☒ 分析表添付	砒素又はその化合物	(×)	シス-1,2-ジクロロエチレン	(×)	ダイオキシン類	(○)
	(廃棄物処理法)	シアン化合物	(×)	1,1,1-トリクロロエタン	(×)	1,4-ジオキサン	(×)
	☐ 該当無し	PCB	(×)	1,1,2-トリクロロエタン	(×)		

例) WDS ガラスくずの場合

5	特定有害廃棄物	アルキル水銀	()	トリクロロエチレン	()	1,3-ジクロロプロペン	()
		水銀又はその化合物	()	テトラクロロエチレン	()	チウラム	()
	()には	カドミウム又はその化合物	()	ジクロロメタン	()	シマジン	()
	混入有りは○、	鉛又はその化合物	()	四塩化炭素	()	チオベンカルブ	()
	無しは×、混入の	有機燐化合物	()	1,2-ジクロロエタン	()	ベンゼン	()
	可能性があれば△	六価クロム化合物	()	1,1-ジクロロエチレン	()	セレン	()
	☐ 分析表添付	砒素又はその化合物	()	シス-1,2-ジクロロエチレン	()	ダイオキシン類	()
	(廃棄物処理法)	シアン化合物	()	1,1,1-トリクロロエタン	()	1,4-ジオキサン	()
	☒ 該当無し	PCB	()	1,1,2-トリクロロエタン	()		

該当無しの欄を作ると、
関係のないものについては
チェックのみで対応でき、
○×▲を入れる手間を省略できる。

5－5 詳細内容（6 PRTR対象物質）

①	6 PRTR対象物質	届出事業所（該当・非該当）、委託する廃棄物の該当・非該当（該当・非該当） ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。
---	------------	--

①PRTR対象物質

届出事業所（該当・非該当）

→排出する事業所がPRTR法※1に定められた業種・人数※2に該当しているかどうか。

委託する廃棄物の該当・非該当（該当・非該当）

→委託する廃棄物がPRTR法で規定している第1種指定化学物質※2を含んでいるかどうか。

※1 PRTR法の詳細は、33ページで紹介。

※2 PRTR対象業種とPRTR第一種指定化学物質については、別紙2資料にて詳しく紹介。

5－5 記載例 (PRTR対象物質)

例1) WDS 石綿含有スレートの場合

前提条件 排出事業者が建設業等のPRTR法に関係の無い業種

6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・ 非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当 ・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 →石綿
---	----------	---

例2) WDS 燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さい等の場合

前提条件 排出事業者がPRTR法の対象業種であり、且つ排出事業所の常用雇用者が21名以上

6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当 ・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当 ・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 →上記第5項参照
---	----------	--

燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さいは場合によって指定物質の種類が多くて書ききれない事も有る為、上のような書き方をする事で省略ができる。また、水銀関連(水銀使用製品産業廃棄物・水銀使用ばいじん等・廃水銀等)については、石綿関連の廃棄物(石綿含有産業廃棄物・廃石綿等)と同様に、含まれる有害物質が1種類である為『→水銀及びその化合物』と記載する。

5－5 記載例（PRTR対象物質） 補足：PRTR制度及びSDS制度について

PRTR制度とは

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、汚染物質の排出および移動登録に関する制度であり、有害性が疑われる汚染化学物質が、どこから、どの程度、環境中へ排出されているか、あるいは廃棄物等の一部として移動しているかを把握し、集計・公表する仕組みのことをいいます。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」（略称：PRTR法、または化管法）として平成11（1999）年に制定され、平成12年3月から施行されています。同法は、特定の化学物質の排出量の把握・届出に関する措置、PRTR制度や、その性状や取り扱いに関する情報の提供に関する措置、SDS(Safety Data Sheet)制度を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

日本産業廃棄物処理振興センターHPより

SDS制度とは

事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」（以下、「化学品」）を他の事業者に譲渡又は提供する際に、化管法SDS(安全データシート)により、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めていただく制度です。取引先の事業者から化管法SDSの提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学品について必要な情報を入手し、化学品の適切な管理に役立てることをねらいとしています。

経済産業省HPより

5－6 詳細内容（7 水道水源における・・・）

①	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 499 577 1013">7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質</td><td data-bbox="577 499 1993 1013"> 生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐トリメチルアミン(TMA) ☐テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐アセトンジカルボン酸 ☐1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) ☐1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐アセチルアセトン ☐2'-アミノアセトフェノン ☐3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐臭化物(臭化カリウム等) </td></tr> </table>	7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐トリメチルアミン(TMA) ☐テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐アセトンジカルボン酸 ☐1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) ☐1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐アセチルアセトン ☐2'-アミノアセトフェノン ☐3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐臭化物(臭化カリウム等)
7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐トリメチルアミン(TMA) ☐テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐アセトンジカルボン酸 ☐1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) ☐1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐アセチルアセトン ☐2'-アミノアセトフェノン ☐3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐臭化物(臭化カリウム等)		

① 水道水源における消毒副生成物前駆物質

浄水場で消毒等の処理をしたときに化学反応を起こして有害物質を生成する化学物質が含まれていないか。こちらは廃液系(廃油、廃酸、廃アルカリ)を処理委託する場合に確認してチェックが必要(それ以外の品目の場合はチェック不要)。

5－6 記載例 （7 水道水源における・・・）

例) WDS ヘキサメチレンテトラミン（HMT）を含む廃油の場合

7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質：ホルムアルデヒド（塩素処理により生成） ☒ ヘキサメチレンテトラミン（HMT） ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン（DMH） ☐ N,N-ジメチルアニリン（DMAN） ☐ トリメチルアミン（TMA） ☐ テトラメチルエチレンジアミン（TMED） ☐ N,N-ジメチルエチルアミン（DMEA） ☐ ジメチルアミノエタノール（DMAE）
		生成物質：クロロホルム（塩素処理により生成） ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシベンゼン（レゾルシノール） ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン
		生成物質：臭素酸（オゾン処理により生成）、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム（塩素処理により生成） ☐ 臭化物（臭化カリウム等）

5－7 詳細内容 (8 その他含有物質)

①

8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、無しは×、 混入の可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成) ☐ 該当無し	硫黄	()	塩素	()	臭素	()
		ヨウ素	()	フッ素	()	炭酸	()
		硝酸	()	亜鉛	()	ニッケル	()
		銅	()	アルミ	()	アンモニア	()
		ホウ素	()	その他	()		

① その他含有物質

第5. 6. 7項で上げた有害物質以外で、処理業者が処理において成分情報が必要な物質があれば、この第8項で追加確認する。

5項と同様に、分析結果があればその結果に基づき混入の有無を○×△で記載。

こちらについても、分析不要若しくは分析した結果入っていないければ×、含有が認められる若しくは製造工程や原料で含有がわかるものには○。

☐分析表添付(組性)：分析表が有り、添付できる場合にはチェックを入れる。

5－7 記載例 (8 その他含有物質)

例1) WDS 第8項に関連しない廃棄物の場合 その①

8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、無しは×、 混入の可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成) ☐ 該当無し	硫黄 (☒)	塩素 (☒)	臭素 (☒)
		ヨウ素 (☒)	フッ素 (☒)	炭酸 (☒)
		硝酸 (☒)	亜鉛 (☒)	ニッケル (☒)
		銅 (☒)	アルミ (☒)	アンモニア (☒)
		ホウ素 (☒)	その他 ()	

例2) WDS 第8項に関連しない廃棄物の場合 その②

8	その他含有物質 ()には混入有りは○、 無しは×、混入の可能 性があれば△ ☐ 分析表添付(組成) ☒ 該当無し	硫黄 ()	塩素 ()	臭素 ()
		ヨウ素 ()	フッ素 ()	炭酸 ()
		硝酸 ()	亜鉛 ()	ニッケル ()
		銅 ()	アルミ ()	アンモニア ()
		ホウ素 ()	その他 ()	

本項でも第5項と同様に該当無しの欄を作る事で、
チェックのみで対応ができるようになる。

5-8 詳細内容 (9 有害特性)

①

9 有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性	☐ 引火性(°C)	☐ 可燃性	☐ 自然発火性(°C)	☐ 禁水性
	☐ 酸化性	☐ 有機過酸化物	☐ 急性毒性	☐ 感染性	☐ 腐食性
	☐ 毒性ガス発生	☐ 慢性毒性	☐ 生態毒性	☐ 重合反応性	
	☐ その他()				

①有害特性

委託する廃棄物の有害特性を、有・無・不明から選択する。具体的な有害特性が右側にある場合は、該当する所をチェック。該当する廃棄物の有害特性が右側に無い場合はその他にチェックを入れて、カッコ内に具体的な有害特性を記入する。

5－8 記載例 (9 有害特性)

例1) WDS 石綿含有スレートの場合

9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☒ その他(石綿を吸引する事で、肺がんや悪性中皮腫を引き起こす原因となる。)
---	------------------	--

例2) WDS 廃石膏ボードの場合

9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☒ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他(
---	------------------	--

例3) WDS 廃蛍光ランプ類(水銀使用製品産業廃棄物)の場合

9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☒ その他(吸引した水銀が体内に蓄積することで水銀中毒を引き起こす原因となる。)
---	------------------	--

5－9 詳細内容 （10 廃棄物の ～ 11 品質安定性）

①	10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
②	11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入

① 廃棄物の物理的性状・化学的性状

全て記入するという事ではなく、廃棄物を特定して安全に処理を行う為に双方が必要だと思われる情報を記載する。この欄については、処理業態につき必要な情報が変わる為、欄の項目自体を削除・追加しても良いとされている。

② 品質安定性

一般的に考えて、一定期間放置した状況で性状に変化が有る場合に記入。したがって、金属くずやがれき類の経時変化は相当日経過しても起き得ない為不要。

5－9 記載例 （10 廃棄物の ～ 11 品質安定性）

例1) WDS 石綿含有スレートの場合
前提条件（最終処分場行き）

10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(固形) 臭い(無し) 色(白・灰) 比重(0.5) pH (—) 沸点(—) 融点(—) 発熱量(—) 粘度(—) 水分(—)
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入

例2) WDS コンクリートがらの場合
前提条件（中間処理施設行き）

10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(固形) 臭い(無し) 色(灰色) 比重(1.48) pH (—) 沸点(—) 融点(—) 発熱量(—) 粘度(—) 水分(—)
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入

5－10 詳細内容（12 関連法規）

①	12 関連法規	危険物（消防法）・特化則（特定化学物質障害予防規則）・有機溶剤・毒劇物・悪臭
---	---------	--

① 廃棄物の内容や排出状況を確認し、下記の法律が関連する場合、それを○で囲む。

関連法規

危険物（消防法）

消防法で定義する以下のもの

- I. 酸化性固体
- II. 可燃性固体
- III. 自然発火性物質及び禁水性物質
- IV. 引火性液体

特化則（特定化学物質障害予防規則）

適切な取り扱いをしないと健康障害を起こす化学

物質を特別化学物質としてリスト化し、設備や作業の方法等を規則化したもの。

有機溶剤

溶解・抽出・洗浄などに用いる有機化合物。
ハロゲン化物・アルコール類・エステル類・
エーテル・アセトン・ベンゼン・トルエン等。

毒劇物

厚生労働省の定める毒物及び劇物取締法で規定されている毒物及び劇物一覧表に記載されている物質そのもの若しくはそれを主成分とする廃棄物。

悪臭

排出する事業場若しくは処理施設所在地が、都道府県知事（政令市長含む）が指定する悪臭規制地域に含まれる場合。

5－10 詳細内容（12 関連法規）

例1) WDS ベンゼンの場合

12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
---------	--

例2) WDS 廃油(揮発性)の場合

12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
---------	--

5－1 1 詳細内容（13 荷姿 ～ 14 排出頻度 数量）

①	13 荷姿	☐ 容器（ ） ☐ 車両（ ） ☐ その他（ ）
②	14 排出頻度 数量	頻度（スポット・継続予定） （ ）kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m3・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日

①荷姿：排出する際の荷姿を記載。

☐容器：指定荷姿が有ればチェックしてカッコ内に記載（袋、ペール缶等）

☐車両：指定若しくは予め車種がわかっている場合はチェックしてカッコ内に記載（10 t ダンプ、4 t アームロール等）

☐その他：その他に指定が有ればチェックしてカッコ内に記載（容器貼付ラベル指定等）

②排出頻度：排出する廃棄物が今回のみか今後も継続するかにより選択。

現場ごとの契約→スポット 年間基本契約（自動更新付）→継続予定

数量：排出する廃棄物の予定数量を記載。また、排出する期間を記載。

5-1-1 記載例 (13 荷姿 ~ 14 排出頻度 数量)

例1) W D S 石綿含有スレートの場合
前提条件 委託期間2カ月のスポット契約

13	荷姿	☒ 容器 (フレコン) ☒ 車両 (10tダンプ) ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) (10) kg (t) ・ ㍓ ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 2 / 年 ・ (月) ・ 週 ・ 日

例2) W D S 廃石綿等
前提条件 自動更新有りの基本契約

13	荷姿	☒ 容器 (袋(2重)) ☒ 車両 (4tユニック) ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) (2) kg (t) ・ ㍓ ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 1 / (年) ・ 月 ・ 週 ・ 日

5－1 2 詳細内容（15 特別注意事項）

①	15 特別注意事項 (有 ・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載
---	----------------------------	------------------------

①特別注意事項：9項で有害特性が有るとした廃棄物について、取り扱い方法をより詳しく説明する。

5－12 記載例 （15 特別注意事項）

例1) W D S 石綿含有スレートの場合

15	特別注意事項 (有 ・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 積込荷降ろし処理時には、梱包されている石綿含有廃棄物が飛散する事の無いように十分に配慮して取り扱う事。 破碎しないこと。
----	-------------------------	---

例2) W D S 廃蛍光ランプ類

15	特別注意事項 (有 ・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・ 内部に水銀を含有していることから、積込・運搬・荷降ろし時には、管の破損に十分注意し、破損した場合には換気に注意するとともに蓋付き容器等に入れて水銀の拡散を防ぐこと。 ・ 他の廃棄物と混合しないこと。
----	-------------------------	--

5－13 詳細内容（【参考】その他の情報）

①

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供（ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 ）
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
- ・ JISC0950号含有マーク（ 有 ・ 無 ）

【参考】その他情報：1～15項以外に残しておきたい情報を記載。サンプル等提供や発生工程については参考で載せているだけである為、必須ではない。
この他には、成分分析表以外で見積書作成時若しくは契約時に参考にした資料や必要書類が有った場合に記載するとよい。

5－13 記載例 （【参考】その他の情報）

例）WDS 解体工事に伴う産廃の場合

【参考】その他の情報

・ サンプル等提供 （ 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 ）

・ 産業廃棄物の発生工程等
一般木造住宅の解体工事

・ JISC0950号含有マーク （ 有 ・ 無 ）

← 前述のP21考察その3で説明

5－1 4 詳細内容（排出業者及び処理業者確認欄）

①	＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞				
	No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
②	＜変更履歴＞				
	No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

① 排出事業者及び処理業者内容確認欄

内容確認日時：処理業者がWDS内容を確認した日時を記載。

排出事業者担当者：WDSを作成された方の氏名を記載。

処理業者担当者：処理業者の担当者名を記載。

② 変更履歴：本WDSを提出後、内容に変更が生じた場合、変更した日時及び排出事業者担当者名及び処理業者担当者名を記載。

※担当者名は変更後の内容を確認した各担当者名を記載。

5－14 記載例（排出業者及び処理業者確認欄）

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
1	平成●●年●月●日	(株)●●建設 工藤 次郎	(株)●●環境 鈴木 三郎	

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容
1	平成●●年●月▲日	(株)●●建設 工藤 次郎	(株)●●環境 佐々木 一郎	混合廃棄物の内容に紙くずを追加。 使用車両変更(10tダンプ→10tユニック)

- ①確認作業は省くことができない為、処理業者担当者の確認欄の名前は事前打ち込みではなく手書き。
 ②変更内容によっては、変更履歴に記載して双方確認する事で、WDSを再発行しなくて良い場合もあり、どちらにするかについては双方事業者間の協議によって決めることができる。

6. まとめ

処理業者として

産廃処理の契約において、排出事業者がWDSを作成して処理業者に情報提供する事は、罰則も担保された法的義務である為、欠かすことのできないものである。

顧客となる排出事業者に違反行為をさせない為あるいは、自社の廃棄物処理を安全に行う為にも、処理業者はWDSが必要な旨を排出事業者の説明し、必ずWDSによる情報提供が有った上で、処理内容を検討し、実際の処理に関わる作業だけではなく、契約内容も含めた形で保全を計っていく事が必要。

ここまでWDSの活用目的や記載項目の意図・記載方法及び罰則・法律に触れてきた。WDSは契約書に謳われていない箇所を補完する目的も兼ねており、法令の遵守及び事故防止に繋がる有効な手段といえる。

排出事業者が所定のWDSフォームを活用せず、個別で法律(法定記載事項)を網羅した書類を作成するには時間と専門知識だけではなく、担当行政への確認など相応の労力も必要となる。また、WDSを使用しないことによるリスクが大きい事も踏まえて、WDSを活用しながら排出事業者と処理業者が双方で委託内容に対する理解を深めていくことが重要であり、この書類確実に使用することによりこれまで以上に当該処理を円滑に進められると考えられる。

今後も排出業者/処理業者一体となり、積極的にWDSを活用していきましょう。